

別表

日常生活用具の種目及び性能・基準額（※１の種目を除き、在宅者に限る）

区分	種目	障害区分及び程度			年齢要件等	性能	基準額(消費税込)	耐用年数
介護訓練支援用具	特殊寝台 (訓練用ベッド)	身体（者・児）	下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	2級以上	原則として学齢児以上（難病患者等については、寝たきりの状態にある者若しくは下肢又は体幹機能に障害のある者）	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	200,000円	8年
		難病患者等	—					
	特殊マット	身体（者）	下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	1級	3歳以上（常時介護を要する者。難病患者等については、寝たきりの状態にある者）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	19,600円	5年
		身体（児）	下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	2級以上				
		知的（者・児）	重度～最重度					
		難病患者等	—					
	特殊尿器	身体（者・児）	下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	1級	学齢児以上（常時介護を要する者。難病患者等については、自力で排尿できない者）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。	67,000円	5年
		難病患者等	—					
	入浴担架	身体（者・児）	下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	2級以上	3歳以上（入浴に介護を要する者）	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	82,400円	5年
	体位変換器	身体（者・児）	下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	2級以上	学齢児以上（下着交換等に当たって、介護を要する者。難病患者等については、寝たきりの状態にある者）	障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。	15,000円	5年
		難病患者等	—					
移動用リフト	身体（者・児）	下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	2級以上	3歳以上（難病患者等については、下肢又は体幹機能に障害のある者）	介護者が障害者（児）を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年	
	難病患者等	—						
訓練椅子	身体（児）	下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	2級以上	3歳以上	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	33,100円	5年	
※8 入浴補助用具	身体（者・児）	下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	—	3歳以上（入浴に介護を必要とする者）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。（既存の浴槽で入浴できない場合は、簡易浴槽を含む。）ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年	
		難病患者等	—					
	便器	身体（者・児）	下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	2級以上	学齢児以上（難病患者等については、常時介護を要する者）	障害者（児）が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450円 (手すり付の場合は5,400円を加算できる。)	8年
		難病患者等	—					
※1 T字状・棒状のつえ	身体（者・児）	平衡機能障害、 下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	—	—	障害者（児）が容易に使用し得るもの。	4,000円	3年	
※8 移動・移乗支援用具	身体（者・児）	平衡機能障害、 下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	—	3歳以上（家庭内の移動等において介護を必要とする者。難病患者等については、下肢が不自由な者）	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたものであって必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円	8年	
		難病患者等	—					
自立生活支援用具	※1 頭部保護帽	身体（者・児）	平衡機能障害、 下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	—	—	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	15,700円 主材料 スポンジ・革	3年
		知的（者・児）	重度～最重度				37,900円 主材料 スポンジ・革・プラスチック	
		精神障害者	—					
	※5 特殊便器 (温水洗浄便座)	身体（者・児）	上肢機能障害	2級以上	学齢児以上	障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年
知的（者・児）	重度～最重度		学齢児以上（訓練を行なっても自ら排便後の処理が困難なもの）					
難病患者等	—		学齢児以上（上肢機能に障害のある者）					
火災警報器	身体（者・児）	—	2級以上	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	1台の機器代金7,000円 聴覚障害者用は1台の機器代金15,500円 取付料5,000円＋500円×設置必要台数※2	10年 ※2	
	知的（者・児）	重度～最重度						
	精神障害者	—						
※5 自動消火器	身体（者・児）	—	2級以上	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの。	28,700円	8年	
	知的（者・児）	重度～最重度						
	精神障害者	—						
	難病患者等	—						
※5 電磁調理器	身体（者）	視覚障害	2級以上	盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	19,000円	6年	
	知的（者）	重度～最重度			知的障害者が容易に使用し得るもの。			
歩行時間延長信号機用小型送信機	身体（者・児）	視覚障害	—	学齢児以上	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	12,000円	10年	

区分	種目	障害区分及び程度			年齢要件等	性能	基準額(消費税込)	耐用年数
	聴覚障害者用屋内信号装置	身体（者）	聴覚障害	2級	聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	87,400円	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	身体（者・児）	腎臓機能障害	3級以上	自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	51,500円	5年
	ネブライザー（吸入器）	身体（者・児）	呼吸器機能障害又は同程度の身体障害者（児）※4	3級以上	難病患者等については、呼吸器機能に障害のある者	障害者（児）が容易に使用し得るもの。	36,000円	5年
		難病患者等	－					
	電気式たん吸引器	身体（者・児）	呼吸器機能障害又は同程度の身体障害者（児）※4	3級以上	難病患者等については、呼吸器機能に障害のある者	障害者（児）が容易に使用し得るもの。	56,400円	5年
		難病患者等	－					
	酸素ボンベ運搬車	身体（者）	－	－	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの。	17,000円	10年
	盲人用体温計（音声式）	身体（者・児）	視覚障害	2級以上	学齢児以上（単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	9,000円	5年
	盲人用体重計	身体（者）	視覚障害	2級以上	18歳以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	18,000円	5年
	パルスオキシメーター	身体（者・児）	呼吸器機能障害又は心臓機能障害又は同程度の身体障害者（児）※4	－	①医療保険における在宅酸素療法を行う者又は人工呼吸器の装着が必要な者	障害者（児）が容易に使用し得るもの。	①42,000円	5年
		難病患者等	－		②①に該当する者のうち、難病患者等で人工呼吸器を装着して、呼吸状態を継続的にモニタリングする機能を必要とする者		②157,500円	
	※10 正弦波インバーター発電機	身体（者・児）	呼吸器機能又は心臓機能障害又は同程度の身体障害者（児）※4	－	医療保険における在宅酸素療法を行う者又は在宅で人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用している者	ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、介助者が容易に使用し得るもの。	120,000円	5年
		難病患者等	－					
	※10 ポータブル電源（蓄電池）	身体（者・児）	呼吸器機能又は心臓機能障害又は同程度の身体障害者（児）※4	－	医療保険における在宅酸素療法を行う者又は在宅で人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用している者	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、介助者が容易に使用し得るもの。	60,000円	5年
		難病患者等	－					
	※10 DC/ACインバーター（カーボン）	身体（者・児）	呼吸器機能又は心臓機能障害又は同程度の身体障害者（児）※4	－	医療保険における在宅酸素療法を行う者又は在宅で人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用している者	自動車用バッテリー等の直流電源を正弦波交流電源に交換する装置で、介助者が容易に使用し得るもの。	30,000円	5年
		難病患者等	－					
	足踏み式・手動式吸引器	身体（者・児）	呼吸器機能又は心臓機能障害又は同程度の身体障害者（児）※4	－	医療保険における在宅酸素療法を行う者又は在宅で人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用している者	足踏み又は手動ポンプで加圧し、吸引するもの。	12,000円	5年
		難病患者等	－					
情報意思疎通支援用具	※1 携帯用会話補助装置	身体（者・児）	音声機能若しくは言語機能障害又は肢体不自由	－	学齢児以上（肢体不自由者については、医師の診断書等により発声・発語に著しい障害を有することの証明が必要）	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの。	98,800円	5年
	※1※8 情報・通信支援用具	身体（者・児）	視覚障害	2級以上	学齢児以上	障害者向けのパーソナルコンピュータ及びスマートフォン、タブレット端末にかかる周辺機器や、アプリケーションソフトを言い障害者が容易に使用し得るもの。	100,000円	5年
			上肢機能障害	2級以上				
	※1 点字ディスプレイ	身体（者・児）	視覚障害	2級以上	学齢児以上	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
	※1 点字器	身体（者・児）	視覚障害	－	－	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	※3 ①10,700円 ②6,800円	7年
							③7,400円 ④1,700円	5年
	点字タイプライター	身体（者・児）	視覚障害	2級以上	本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	63,100円	5年
	※1 視覚障害者用ポータブルレコーダー	身体（者・児）	視覚障害	2級以上	学齢児以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	85,000円（録音再生機）	6年
						音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	35,000円（再生専用機）	
						盲人用テーブルレコーダーについては、視覚障害者が容易に使用し得るもの。ポータブルレコーダーとの併給は不可。	23,000円	
	※1 視覚障害者用活字文書読上げ装置	身体（者・児）	視覚障害	2級以上	学齢児以上	文字情報（同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を含む）を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	99,800円	6年
	※1 視覚障害者用音声ICタグレコーダー	身体（者・児）	視覚障害	2級以上	学齢児以上	日常生活用品その他の物品に取り付けたタグの情報を受信することによって、あらかじめ録音した当該物品の名称その他の情報を知らせる音声を再生する機器であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	59,800円	5年
	※1 視覚障害者用拡大読書器（暗所視支援眼鏡を含む）	身体（者・児）	視覚障害	－	学齢児以上（本装置により文字等を読むことが可能になる者）	画像入力装置により、見たいもの（印刷物、人物認識等）を拡大表示又は読み上げるもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	198,000円	8年
	※1 盲人用時計	身体（者・児）	視覚障害	2級以上	－	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	10,300円 音声時計の場合13,300円	10年

区分	種目	障害区分及び程度			年齢要件等	性能	基準額(消費税込)	耐用年数
	※5 聴覚障害者用通信装置 (ファックス等)	身体(者・児)	聴覚障害又は発声・言語に著しい障害を有する者	—	学齢児以上 コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話回線に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者(児)が容易に使用し得るもの。	71,000円	5年
	※1 聴覚障害者用情報受信装置	身体(者・児)	聴覚障害	—	本装置によりテレビの視聴が可能となる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	88,900円	6年
	※1※6 人工喉頭	身体(者・児)	喉頭摘出等により発声が困難な者	—	人工喉頭を使用することにより発声が得られる者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。	(笛式) 5,100円 気管カニューレ付きの場合 8,300円	4年
						顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	(電動式) 72,200円	5年
					常時埋込型の人工鼻を使用している者	気管孔に取り付けることで発声が可能となり、容易に使用し得るもの。	(埋込型用人工鼻) 月額23,760円	—
	※7 緊急通報装置	身体(者)	—	2級以上	18歳以上。 身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯であつて、必要と認められる者。	障害者が身につけることが可能で、ごく簡単な操作により緊急事態を自動的に受信センター等に通報することが可能なもの。	66,000円	—
※1※7 点字図書	身体(者・児)	視覚障害	—	主に情報の入手を点字によって行っている者	別に定める。	別に定める。	—	
※1 視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	身体(者)	視覚障害	2級以上	18歳以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	29,000円	5年	
排泄管理支援用具	※1※11 ストマ装具 (付属品を含む)	身体(者・児)	ストマ造設の障害者(児)で、ぼうこう又は直腸機能障害者若しくは同程度の身体障害者(児)※12	—	—	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製	ストマ1か所につき 月額8,800円 (善便袋)	—
						低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製	ストマ1か所につき 月額11,600円 (善尿袋)	—
	※1※11 紙おむつ等 (紙おむつ、洗腸用具、サラン、ガーゼ、おしりふき等衛生用品)	身体(者・児)	(1)ぼうこう又は直腸機能障害かつ高度の排便若しくは排尿機能障害 (2)乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害かつ意思表示が困難な者	—	3歳以上。 (1)のうちストマ造設の障害者(児)については、皮膚のびらん、ストマの変形等によりストマ装具の装着が不可能な者。 (2)については、次の状態のいずれにも該当する者。 ①自力でトイレに行けないこと。②自力で便座(排便補助具の使用を含む)に坐ることができないこと。③介助による定時排泄をすることができないこと。	障害者(児)が容易に使用し得るもの。	月額12,000円	—
	※1※6 収尿器	身体(者・児)	脊髄損傷等により高度の排尿機能障害がある者	—	脊髄損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合)のために収尿器を要する者	障害者(児)が容易に使用し得るもの。	(男性用) 月額7,900円 (女性用) 月額8,700円	—
住宅改修費	※7 居宅生活動作補助用具	身体(者・児)	下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	総合等級3級以上	学齢児以上 (難病患者等については、下肢又は体幹機能に障害のある者)	障害者(児)の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもので、別に定める。	200,000円	—
			上肢機能障害(特殊便器への取換えに限る)	総合等級2級以上				
		難病患者等	—					

※1 別表の種目は在宅者に限るが、当該種目については、この限りではない。

※2 設置必要台数は、千葉市火災予防条例(昭和32年千葉市条例第1号)第29条の3に規定する設置基準によるものとする。

耐用年数は、給付決定日が平成29年7月17日以前の場合は、8年として取り扱うものとする。

※3 ①標準型・32×18行両面書真鍮板型 ②標準型・32×18行両面書プラスチック

③携帯型・32×18行片面書真鍮板型 ④標準型・32×18行片面書

※4 ネプライザー、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター、正弦波インバーター発電機、ポータブル電源(蓄電池)及びDC/ACインバーター

(インバーター)、足踏み式・手動式吸引器における「同程度の身体障害者(児)」とは、認定されている障害の原因となっている疾病等が原因で、現に呼吸器機能(パルスオキシメーター、正弦波インバーター発電機、ポータブル電源(蓄電池)、DC/ACインバーター(インバーター)及び足踏み式・手動式吸引器においては呼吸機能又は心臓機能)に障害があり、在宅での生活が困難なため本品が必要であり、そのことが医師の意見書等により証明された者をいう。

※5 当該種目を申請する障害者と同一世帯で、他にも支給対象となる障害者がいた場合であっても、同一世帯の場合は申請者ごとに当該種目を支給するのではなく、世帯として支給する。

※6 収尿器、埋込型用人工鼻については1回の申請で6か月以内の決定ができることとする。

※7 福祉電話の基準額、緊急通報装置の運用に係る費用の支給、点字図書の性能及び基準額、居宅生活動作補助用具の性能等については、保健福祉局長が別に定める。

※8 当該種目については、2回以上に分けて限度額までの支給を可能とし、支給決定する商品ごとに耐用年数を設定するものとする。

※9 年齢要件等の年齢は、誕生日をもって対象とすることができる。

※10 当該種目の給付は、耐用年数内ではいずれか一種目とする。

※11 ストマ装具、紙おむつ等については1回の申請で12か月以内の決定ができることとする。

※12 ストマ装具における「同程度の身体障害者(児)」とは、認定されている障害の原因となっている疾病等が原因で、現にストマを造設しておりぼうこう又は直腸機能に障害があり、在宅での生活が困難なため本品が必要であり、そのことが医師の意見書等により証明された者のうち、当該障害により、身体障害者手帳の申請を既に行っている者をいう。